

会 議 名	令和元年度（2019年度）八王子市医療連携推進懇談会	
日 時	令和2年2月12日（水） 19時30分～21時10分	
場 所	八王子市保健所 別館 1階会議室	
出 席 者	出席者	八王子市医師会会長、八王子薬剤師会会長、東京医科大学八王子医療センター病院長、東海大学医学部附属八王子病院長、南多摩病院長、多摩南部地域病院事務長、東京都小児総合医療センター在宅診療科医長、八王子市医療保険部長、八王子市健康部長兼保健所長
	事務局	地域医療政策課長、健康政策課長
欠 席 者	東京都八南歯科医師会八王子支部長	
次 第	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項</li> <li>(1)医療連携による早期医療対応(精密・専門外来・入院)ネットワーク事業</li> <li>(2)医療連携ネットワーク事業 小児救急診療</li> <li>(3)歯科医療連携推進事業及び障害者等歯科診療事業</li> <li>(4)医療安全支援センターの実績</li> <li>(5)小児在宅医療について</li> <li>・意見・情報交換</li> </ul>	
公開・非公開の別	公開	
傍 聴 人 の 数	1 名	

<p>配 付 資 料 名</p>	<p>次第・座席表・出席者一覧(敬称略)</p> <p>【資料1】医療連携による早期医療対応（精密検査・専門外来・入院）ネットワーク事業結果表</p> <p>【資料2】多摩南部地域病院実績報告</p> <p>【資料3】医療連携ネットワーク事業（年度集計）</p> <p>【資料4】「八王子市在宅要介護者等かかりつけ歯科医紹介事業」の実績</p> <p>【資料5】令和元年度（2019年度）八王子市障害者歯科診療所実績</p> <p>【資料6】医療安全支援センターの事業実施状況について</p> <p>【資料7】八王子市医療安全支援センター「医療安全相談窓口」の実績（令和元年度（2019年度）4月～9月）</p> <p>【資料8】令和元年度（2019年度）4月～9月 医療安全相談窓口相談事例（医科）</p> <p>【資料9】令和元年度（2019年度）4月～9月 医療安全相談窓口相談事例（歯科）</p> <p>【資料10】医療的ケア児に対する地域支援</p>
------------------	--

<p>会議の内容</p>	<p>●医療保険部長 開会挨拶</p> <p>●報告事項</p> <p><b>(1) 医療連携による早期医療対応ネットワーク事業</b> (資料1・2)</p> <p><b>【地域医療政策課長】</b></p> <p>資料1では年度ごとの両中核病院新規外来患者の「紹介率」、「返送率」、「逆紹介率」の実績を示している。今年度より、当該年度分については9月末までの上半期の実績をご報告いただいている。</p> <p>総紹介率は両中核病院を合算すると8割を超えており、順調に推移している。両病院ともに、9月末の時点で新規外来患者数は昨年度実績と比べて、5割を超えており、紹介率は堅調であった。</p> <p>また、東海大学医学部付属八王子病院の紹介数については、継続して歯科医師会からの紹介を多く受け入れてもらっている。東京医科大学八王子医療センターも、9月までで前年度比53.8%と歯科の受け入れを増やしている。</p> <p>総返送率は両中核病院ともに上昇しており、逆紹介についても、会員への積極的な紹介を今年度も進めていると捉えている。</p> <p><b>【医療保険部長】</b></p> <p>高度医療機器の使用状況について、両中核病院から補足説明を願いたい。</p> <p><b>【八王子医療センター】</b></p> <p>CT, MRI, RI, 骨密度の検査を行っている。4月から11月でCT393名、MRI298名、RI324名、骨密度36名の実績。順調に数字を伸ばしていると思う。</p> <p><b>【東海大学八王子病院】</b></p> <p>昨年度のデータとなるが、CT924名、MRI496名を受けている。</p> <p><b>【多摩南部地域病院】</b></p> <p>資料2についてご説明する。入院患者実績は徐々にその数を伸ばして昨年9,000人を超え、今年度はそれを上回る見込み。外来患者については18,000強の人数を維持している。逆紹介率は国が示している方法で算出しており、できるだけ地域に返していくことを目標にしている。そのため、9割ほどの実績が出ている。連携医の数については、八王子市も町田市に同数ほど登録がある。</p> <p><b>【八王子市医師会】</b></p> <p>逆紹介率について、資料1の八王子市中核病院の実績と資料2多摩南部地域病院では大きな開きがあるが、これは算出方法に違いがあるため、実際にはこれほどの差はないと思われる。</p> <p><b>【八王子医療センター】</b></p> <p>連携医の登録者数が全体的に年々減少しているが、原因はあるのか。</p> <p><b>【多摩南部地域病院】</b></p> <p>新規の登録医があまり増加しない中、今まで登録をいただいていた医師の引退や廃院があり、そのような数字になっている。</p>
--------------	--

### 【東海大学八王子病院】

高額検査機器共同利用実績のデータがあるが、どのような基準にて共同利用としているか。

### 【多摩南部地域病院】

検査目的で紹介いただいたものを計上している。紹介から検査する方法は様々あるが、ここで計上しているのは、紹介され、多摩南部地域病院の放射線科にて改めて検査の判断をして、検査をしたものである。

## (2) 医療連携ネットワーク事業 小児救急診療 (資料3)

### 【地域医療政策課長】

小児休日・全夜間救急医療事業は平成20年度から患者は半減しており、南多摩病院がネットワークに加わったことで、両中核病院の患者は平成20年度と比較して3割を切る数字となっている。これはかかりつけ医の定着により、重症化を未然に防いでいるためと思われる。

電話相談の件数のうち、八王子医療センター、東海大八王子病院、南多摩病院については、「電話相談のみ」にて完結した件数を報告いただいている。電話相談ののち受診した場合は、電話相談には計上せず、「小児休日・全夜間救急医療事業」、もしくは「小児科休日夜間外来」の件数として計上している。なお、八王子市夜間救急診療所の電話相談件数については、電話相談全件を計上しているため、実際に受診した件数と重複している場合がある。

## (3) 歯科医療連携推進事業及び障害者等歯科診療事業 (資料4・5)

### 【地域医療政策課長】

まず、資料4についてご説明する。本事業は歯科診療所へ通院することが難しい方に対し、訪問診療を行う歯科医を紹介する事業である。市にて申し込みを受け付け、八南歯科医師会の地区担当医に実際に診療する歯科医をコーディネートしていただいている。

資料には昨年の懇談会にて報告した平成30年10月12日以降の実績を記載している。平成30年度は受付件数、受診件数ともに過去最高水準となっている。定着率に関しては、昨年に比べて低下したものの、概ね皆様に満足のいく診療を行っていると思えている。

資料5について、診療患者総数、初診受付数ともに、10月時点では前年度同時期並みのものとなっている。初診受付数は5月が突出した数字となっている。15歳以下の割合が増加しているため、学校などの歯科検診の影響があると考えている。

昨年度より月に一度、第三土曜日に再診に限って診療日を増設し、患者からも好評をいただいている。

障害児・者別の初診患者数については、障害児の割合が増加している。市内・市外別の初診患者数、障害・疾患別の割合についてはほぼ前年度同

時期並みの実績となっている。

#### **(4) 医療安全支援センターの実績** (資料6・7・8・9)

##### **【健康政策課長】**

資料6から9についてご説明する。まず資料6について、医療安全相談窓口の実績としては、4月から9月にかけて相談件数503件となった。これは前年度同時期比で3件減少となっている。医療安全研修会としては、八王子市医師会と共催で、八王子医療センターから感染症科の医師をお招きし、医師会館にて講演会を行った。市民向けの医療安全講座としては3月7日(土)に生涯学習センター5階クリエイトホールにて、市民公開講座「子どもの『食べる』の育ちかた・伸ばしかた」を開催する。

資料7については、医療安全相談窓口の4月から9月の実績について記載している。平均相談時間は14.2分となり、昨年同時期の14.5分とほぼ変化のないものとなった。相談苦情の割合も昨年同時期と比べてほぼ変わらない。診療科目としては内科が最多である。

資料8・9については後程ご一読いただければと思う。

これらの中で感じることとして、相談・苦情の内容として医療相談が最大の割合となっている。先生方としては十分なお説明をしているつもりでも、患者からすると説明が足りない部分があるという声が多く届いている。

#### **(5) 小児在宅医療について** (資料10)

##### **【東京都小児総合医療センター 在宅診療科医長】**

本日は医療的ケア児について、現状と課題については共有できればと思う。①現状、②法律・制度、③地域の医療資源、④直面していく問題、⑤地域基幹病院の医療的ケア児に対する役割、という5つのテーマでお話しさせていただきます。

まず、当院の医療面の特色として、東京都多摩地区における小児高度専門医療の拠点病院であるという点がある。総合周産期母子医療センターとしてNICU(新生児集中治療室)24床、GCU48床を設置、また車内にて治療のできるドクターカーによる新生児搬送の設備がある。加えて小児救急救命医療(小児ER)・集中治療の体制を整えており、日本で初めて24時間体制で小児専門の救急医が対応できる環境を実現した。また術後管理だけでなく重症急性疾患や重度外傷に対応できる小児集中治療室20床を小児専門治療医が完全管理しており、周辺地域の患者を引き受けることを可能としている。

子どもの死亡者数に関しては劇的に減少しており、1990年と比べると3分の1程度にまで減少している。これは小児に限らず医療の高度化によるものと捉えている。その中で、在宅人工呼吸器を必要とする小児患者数(20歳未満)は平成17年から平成27年にかけて急激な増加がみられる。平成28年時点で統計も出ており、人口1万人当たり1.57人の医療的ケア児がいるとされており、東京都に当てはまると2,140人、その中で在宅人工呼

吸器児は 484 人いると推計されている。八王子市は令和元年 7 月に実数調査を行っており、18 歳未満の医療的ケア児が 130 名いることがわかっている。

療養担当チームというものが小児総合医療センターにはあり、退院後ご自宅で安心して過ごせるよう、在宅移行支援、また在宅移行後の支援を院内で連携して行っている。重い障害を持つ児にかかわる医師と、専門職の医療ソーシャルワーカーや看護師等で構成しており、月に 2 回公開の定例会を開催している。そこでは情報共有や職種ごとのアセスメントから、担当の決定と支援方針の検討が行われ、退院からその後に向けた準備を行っている。

このチーム支援の対象となるのは、まず、医療的ケアが日常的に必要となる児、いわゆる医ケア児である。次に、最近増加傾向にある、悪性腫瘍や重症先天性心疾患等にて緩和医療や看取りを視野に入れた児である。また、昨今の社会情勢の変化により、親の介護能力等の問題から、地域の強い支援が必要となる症例を抱える児も対象としている。更には、これまで状態の安定していた重症心身障害児が加齢に伴って悪化し、医療的ケアの増加を必要としている場合に、在宅支援の組み直し等、状況に合わせた支援も行っている。

以前は、医ケア児とは寝たきりというのが一般的なイメージであったが、近年では歩き、話す医ケア児が増加しており、療養担当チームの対応症例の半数以上を占めている。このような状況から、地域連携・病診連携の必要性がより高まっている。

これまで医ケア児についてお話してきたが、これには分類方法があり大島分類 1 から 4 が重症心身障害児・者とされてきた。これまでは歩行が可能で正常な知能を有するも、大きな障害を抱えている児について支えることができる法律や制度が何もない状態だった。状況が変わったのは平成 28 年 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、医療的ケア児が第五の障害として初めて法律に明記された。また、自治体の医療的ケア児への対応が努力義務規定とされ、措置内容は各自治体に委ねられたものの、厚生労働省が指針を出した。地域における医療的ケア児の支援体制の整備ということで、訪問診療や訪問看護等の医療支援を受けながら生活することができる体制の整備・確保や、在宅医療従事者育成のための研修会の実施などが記載された。

これらが具体的に表れているのが、現在、厚生労働省と自治体にて進めている障害児福祉計画である。今までは障害者が主であった中に、障害児を対象として含めた。主要な規定としては、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスを各市町村に少なくとも 1 か所確保すること、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置、医療的ケア児支援の協議の場の設置の 3 点があげられ

る。3番目については、八王子市においては今年度から開始されており、アンケート等にて医ケア児とその家族のニーズが把握され、新しい施策につながっているほか、医ケア児の全数把握が行われることで、災害対応についても有効となっている。

小児総合医療センターにおいてもこれに伴い社会的活動を行っており、Childサポート東京というものを2018年から開始、その1つとして小児在宅医療連携の構築を進めている。多摩地域の全地域の中核病院を訪問し、診療所・自治体と顔の見える連携体制を構築、またモデル市である八王子市の「医ケア支援の協議の場」へ参加し、課題解決にともに取り組むとともに、その取組結果を踏まえて全地域へ対応していく。2つ目としての人材育成は医療的ケア児コーディネーター養成研修を運営や地域の看護職を対象とした研修の受け入れ、また月に一度小児在宅医療サポートチームの勉強会を開催するなどしている。

医療的ケア児コーディネーターというのは厚生労働省が設置を義務付けたもので、資格としては相談支援専門員となっている。これはケアマネージャーと似たような働きをするようなものと認識してくれば良い。医療的ケア児に対する専門的な知識と経験を基盤として、支援に関わる関係機関と多職種連携を行い、児と家族の地域の生活支援システムの構築のためのキーパーソンとしての役割が期待されている。東京都では小児総合医療センターが東京都福祉保健局から委託され、平成30年から（コーディネーターの）研修を行った。初年度は各自治体1人以上の配置を目標としていたが、増加している医ケア児に対応しきれないのが現状となっている。今後地域の医ケア児の生活支援の中核となることが期待されている。

医療的ケア児を支える地域医療ということで、現在の状況からお話しさせていただく。まず訪問診療医とは、疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して定期的・計画的に診療を行う制度となっている。対象となる医療的ケア児としては、在宅人工呼吸児や中心静脈栄養児などで、自宅での看取りを考慮する児には基本的に導入されている。他には住居や家族の関係で移動困難な児、特に気管切開児に対してはできるだけ導入しようと考えている。役割としては、在宅物品の支給や気管カニューレの交換などを行っているが、予防接種と物品までの役割を果たす方から、主治医となって臨時診療を行う方まで、どこまで対応するかは実際に訪問する医師に任せている。訪問診療を行うことができる小児科クリニックというのが非常に少ないのが現状であり、成人中心の訪問診療クリニックに対応をお願いすることが多い。また、地域の小児対応可能な施設が1、2施設しかない場合が多く、そちらに集中しがちである。

訪問薬剤師は輸液や薬剤の保管管理方法の指導を行い、胃管や吸引チューブなど在宅物品の配達も可能である。医療的ケア児は多種類かつ粉薬を内服していることが大半で、分包に時間を要する上、経管栄養剤や浣腸などの重量のあるものが処方された際、搬送が困難になるため、これらを配

送してくれる存在は大きな助けとなる。また、中心静脈栄養や注射薬が必要となる児では連携が欠かせず、中心の職種の一つとなるが、中心静脈栄養に対応できる訪問薬剤師は稀少な存在となっている。加えて、広範な相談業務も対応している場合もある。

訪問歯科医師、衛生士については、主に在宅での口腔ケアと摂食指導を行う。口腔ケアが適切に行われることによって、下気道感染の予防効果が期待されることや、嚥下障害への早期対応によって児の生活に大きく影響するなど、これの導入により、児と家族の生活の質を大きく向上させることが期待されている。

訪問看護は介護保険の印象が強いと思うが、40歳未満はすべて医療保険となっている。医療保険では回数、時間についてルールがあるが、医ケア児については別途対応することが可能となっている。小学生未満では交通費のみの請求となっているが、小学生以上では所得により負担が異なる制度となっている。利用資格としては、継続的な療養の必要性があれば通院困難でなくとも利用が可能となっており、最近では重度の発達障害や精神疾患児にも導入されるようになってきている。サービス内容としては、医療的ケアや入浴等在宅療養の支援や相談のほかにはリハビリテーション、点滴なども担当してくれる場合もある。

医療的ケア児が直面している問題としては、まず、義務として定められた部分もあるが、そのサービスが自治体の間で差があることが挙げられる。多摩地域においては八王子市が医療的ケア児に対して先進的な対応をしている。また、医療的ケア児に対応可能な地域基幹病院の有無や、地域に救急対応・在宅指導管理料対応・健康管理を行う主治医がいるかどうかは児やその家族の安心感という観点から大きな影響があるし、またレスパイトや急性期入院が可能な病院が地域あるかで生活の質が大きく影響してくる。

レスパイト問題として、気管切開までの医ケア児については選択肢が大幅に増加しており、他にも児童発達施設や放課後デイケアの施設も少しずつ増加している一方で、在宅人工呼吸器児の緊急時対応と長期対応については限られた病院のみが対応できる形となっている。特に在宅人工呼吸器児は患者が激増し、レスパイト入院のニーズも高いが、増え続ける歩く医療的ケア児についてレスパイトできる施設はほとんどない。対象の児と家族からのニーズが増え続ける中、対応策を早急に考えなければならない状況にあり、小児総合医療センターとしても課題と認識している。

歩く医療的ケア児問題として、レスパイト施設、病院、デイサービス等は歩行が可能になると使用できなくなる場合もある。現状対応できる施設としては一部の児童発達支援・放課後デイケア・在宅レスパイトのみとなっている。歩行が可能になるのは児の発達の中で喜ぶべきことであるが、対応の選択肢が大きく狭まることから親の負担が大きくなる。1/3から1/4は歩行が可能な医療的ケア児の中で、将来的に歩行ができるようになる

ことが予想されることや、それに伴う影響などを伝えづらい環境にある。

インクルーシブ教育とは、身体に障害を抱えながらも、知能に障害のない児が医療的なケアをできる環境にて普通の教育環境に身を置くことができる、といったものである。症例ごとに対応を検討し、適切なケアができる環境を整えることが重要となってくる。

18歳問題として、医ケア児の成人の移行が極めて困難という点がある。小児科では年齢によって、成人診療科では医療的ケア、知的障害、小児疾患のため、親との関係等の理由にて診療を断られてしまい、適切に医療を受けることが難しい状況にある。また特別支援学校を卒業した医ケア児に、その後の適切な医療的ケアを提供できる場がない、通所にて対応できる施設は療養施設を除くとほとんどない、親が高齢、病気になったとしても長期入所は非常に狭き門であるなど、解決の糸口が見えない大きな問題となっている。

災害対策として、医ケア児は大規模災害の際、最も対応が困難となる災害弱者の一群であるため、事前の十全な対策が必要。最優先事項として、災害時の在宅酸素や中心静脈栄養等に使用する電源、安全に医療的ケアができる場所の確保が必須であり、これらに対応するためには、児の全数把握が必要となる。自助、互助にて平時からの準備ができるようサポートし、充実させるのが最優先。それでも対応できない部分の支援として、移動が困難となる可能性が高い医ケア児に頼りにされるのは地域基幹病院である。当院としても情報提供をしたいと考えているので、地域基幹病院にも情報の把握をできる範囲でお願いしたい。

最後に地域基幹病院と小児専門病院における医ケア児に対する役割分担について、①災害時にどこが何を担当するのか、意識していく必要があること。レスパイト入院に対しては、②小児総合医療センターと地域の病院にてどのように分担していくか、またどれだけの対応ができるのかを想定していくこと。医ケア児が③在宅にて治療をしていく際は、地域の病院との役割分担を考えていきたいこと。急性期の対応に関しては、④高度な医療が必要とされる場合は当院にて対応させていただくが、そうでない場合は分担して児を担っていきたいこと。最後に⑤成人の医療的ケア者への支援について考えていきたいこと。の5点を課題として考えている。どれも解決困難な課題であるが、当院にできることがあれば可能な限り支援と協力をさせていただきたいと考えているので、どうかご協力をお願いしたい。

●その他

【医療保険部長】

富田先生から現在の八王子市の医ケア児への対応状況についてお教えいただきたいとのご質問をいただいている。

**【八王子医療センター】**

小児の在宅に関しては、当院は急性期に対応する病院という役割から、外来で直接受け入れはしていない。近隣の病院と連携を取って対応している。

**【東海大学八王子病院】**

在宅酸素 7 名、人工呼吸器 7 名、在宅経管栄養 1 名、気管切開 2 名の患者がいることを確認している。

**【南多摩病院】**

小児在宅に関しては現在取り組んでいない。レスパイト入院は受け付けている。平成 28 年度に 87 名、平成 29 年度に 112 名、平成 30 年度は 120 名と例年増加している。

**【多摩南部地域病院】**

昨年富田先生と直接お話しさせていただいて、ご協力させていただくお約束をしている。昨年 6 月以降、小児病棟の看護師 10 名小児総合医療センターのほうで研修をさせていただいた。お声がけいただければレスパイト入院等対応させていただく。

**【八王子薬剤師会】**

中心静脈栄養等の在宅の医ケア児に必要な薬剤の調剤に対応できる薬局は、市内にも 2 院しかなく、非常に少ない状況。対応しなければならぬ課題として捉えている。また、これらの患者はご自分で薬剤を使用するため、より丁寧に対応している。

**・意見情報交換****【南多摩病院】**

コロナウイルスの感染者が増加の一途を辿っているが、保健所としてはどのように対応するか教えていただきたい。

**【健康部長兼保健所長】**

厚生労働省の対応の方針も日々変化している。状況の変化に適した対応をしたい。情報をうまく伝達しきれていない部分もあるように思う。何か疑問点等あればお問い合わせいただきたい。

**【南多摩病院】**

コールセンターは設置されているのか。

**【健康部長兼保健所長】**

一般の方向けには市役所本庁舎内に、平日 8 : 30 ~ 17 : 15 で設置している。東京都には 24 時間対応のコールセンターが設置されている。

**【南多摩病院】**

症状を鑑みて、医療機関を受診したほうが良いとなった場合、特定の医療機関の紹介などがあるのか。

	<p><b>【健康部長兼保健所長】</b> 湖北省、浙江省渡航歴のある方は特定の医療機関にて対応するが、それ以外の方は一般の医療機関で対応することとなっている。</p> <p><b>【八王子市医師会】</b> 日本医師会からも出ているが、相談センターが24時間で立ち上がっており、電話番号も通知済みである。また診療は感染症指定病院が診療することとなっている。もし今後感染が拡大するようであると、一般の病院でも診察しなければならないかもしれない。今のところは相談センターへ連絡するのが最初の対応となっている。</p> <p><b>【東海大学八王子病院】</b> 受け入れの準備はどの程度行う必要があるのか。</p> <p><b>【健康部長兼保健所長】</b> 感染者の対応としては、入院患者等と動線を別にすること。また医療機関従事者の感染拡大防止の意識が大切と捉えている。</p> <p><b>【東海大学八王子病院】</b> 病床確保について、一病床を確保すべきか、一部をそのために開放すべきか、どのように考えているか。</p> <p><b>【健康部長兼保健所長】</b> 一般的な肺炎に対する対応しかできない。病棟一棟確保する必要はないと考えている。繰り返しとなってしまいが、医療機関従事者が広げない意識が大切。</p>
--	--